

(4) 特定化學物質等障害予防規則

その

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。

| 物質の性状 | 制御風速 |
|--------|-----------|
| ガス状のもの | 0.5 m/sec |
| 粒子状のもの | 1.0 m/sec |

3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す

両肺野にペリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

5 定期健診診断の○印は6月以内ごとに1回行う。但し*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

その2

6両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚の陰影があること。

7 エチレンオキシドについては、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。